

連歌作品の写と思われるものが、本願寺史料研究所に保管されている。この連歌は百韻である。百韻とは、五・七・五の発句に七・七の脇句、さらに五・七・五の第三を、また七・七と付け込み、長句・短句交互に付けて百句で満了するもの。二枚の折紙に、それぞれ五十句ずつ、一句一行に記されている（厚手の楮紙を使用し、寸法は縦三四・四センチメートル、横五一・八センチメートル）。清書であるならば、一句を二行に、横長に折った懷紙四枚の表裏に記されているはずであるから、この現存している史料は、連歌興行より後、誰かの手によって写されたものと考えら

## 江戸時代前期、 連歌興行の一史料

上田憲子

れるが、興行当時とあまり隔たりはないようと思われる。この連歌興行の原本は失われたのであろうか。現在、連歌作品そのものの史料は、管見の範囲では他に見当たらない。

本願寺と連歌に関しては、例えば、『慶長日記』（本願寺史料集成、同朋舎、一九八〇年）の慶長九年正月十三日の日記に見られる。この日は、十一世顯如の妻、如春尼の七回忌であり、当時門主の准如、常楽寺住職である昭恵などが連衆として、懐旧の連歌が興行されている。また、福井久蔵著『連歌の史的研究』（有精堂書店、一九六九年）によれば、「徳川時代においても京都の西門主が大阪へ下向された時、里村昌陸が張行した百韻」と記され、本願寺は連歌の家である里村家と関係があったことが知られる。

さて、現存しているこの写からは、何がわかるであろうか。どのような連歌師が興行に関わり、どのような目的で、いつ興行されたのか、推測してみることとする。

# 本願寺史料研究所報

20号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル  
龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 ○七五一三四三一三三一一  
内線（五四一八）

発行人 所長 千葉乘隆  
一九九七年五月五日

まず、作者（連衆）を順に掲げる。名前の下は付句数である。

仲此（十一）  
素全（十）  
玄俊（十四）  
乘信（一）  
仲令（二）  
重辰（一）  
玄心（十二）  
重玄（十）  
玄伯（四）  
宗玄（十一）  
在宣（十）  
乗知（九）  
執筆（一）  
三治（五）  
⑭ ⑬ ⑫ ⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①

①の仲此と⑤の仲令は、下間氏である。仲之に始まる下間少進家の子孫である。首藤善樹氏「本願寺坊官下間氏の家系」（『高田短期大学紀要』十号、一九九二年）によれば、仲此は仲之の五男、慶長九年（一六〇四）に生まれ、寛文十一年（一六七一）七月十九日、六十八歳で没しておる、また、仲令は仲此の次男で、寛永十七年（一六四〇）に生まれ、正徳二年（一七一二）十一月十一日に七十三歳で没している。史料には興行年月日は記されていないが、仲此が発句に詠んでいる「かそふれは五十年身にしる時雨哉」により、仲此が五十歳の時の連歌興行である可能性がある。

以下、連歌百韻を翻刻する。写であるため、写し間違いもあると思われる。意味の通り難いもの、異なる仮名遣いには（ママ）を付した。

かそふれは五十年身にしる時雨哉  
あはれ驚く冬の夜の夢  
鐘さふき枕の西に月落て  
嵐や雲を払ふ山の端  
跡遠く波路過來し舟の上  
詠めやるにもあかぬ浦々  
海頭のけしきも添へてかへる雁  
真砂に春のひかり閑けし

仲此 素全  
玄俊 乘信  
仲令 重辰  
玄心 重玄

### △史料翻刻△

霜とけて松の雪や霞らん  
けふり出たる軒の呉竹  
とりくの声に明ぬと釣簾卷て  
袖にふるゝも庭の秋風  
手折つる小萩の露のこぼれそひ  
月を待得てかへる野ゝ暮  
おしむこそけふの御狩の名残なれ  
しはしさ酒を酌し諸人  
はるくと出立旅や祝ふらん  
形見こそうきを忘れぬおもひなれ  
ぬきて送るはもなきから絹  
おもかけしたふ今朝の別路  
ちる花の瀧に筏や下すらん  
春風ゆるく吹大井川  
末かけて霞わたれる橋の上  
空ほのくと明る高楼  
行ひの引声さひし嶺の寺  
間近きかたや宇治の山陰  
けふも又分寄てみん村楓  
あかれやはせぬ秋の盃  
手をつくす音もこと更身にしめて  
年に一夜とまつる星合  
端居してかたふく月を慕ふらし  
難面過る山ほとゝきす  
村雨は夕の雲に晴初て

玄伯 宗玄 存宣 乗知 執筆 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心  
宗玄 玄伯 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心 玄伯 重玄 玄心  
乘知 執筆 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心 玄伯 重玄 玄心

楨もみとりに見へし川水  
寄波や岩下の苔をあらふらん  
柴つみ舟やなかす朝風  
俄にも淀路のわたりふる雪に  
鳥羽田の面は人も影せず  
夕附ひ帶つゝ雁の友ねして  
はらはて霧にぬるゝしら鷺  
おく露に誘はれおつる村柳  
なひきあひたる芦のほつたひ  
波かへるかたは細江の秋の風  
月影遠く塩やみつらし  
夢さまで霜のとまやにかりねして  
(ママ)かれしひまより明るさゝの戸  
先立て誰か分ぬる山かくれ  
あらましのみに捨ぬ世の中  
墨染にかへんもさすか花衣  
なみたもかすむあはれ物いみ  
徒然はとはす問はれす永日に  
我感みとつくるしなく  
紅も白きもしける菊の宿  
夕景きへて冷しき霜  
月出てたく火や露にしめるらん  
やむるや夜半の海士の釣舟  
打渡す栖のかたははるかにて  
野へより野辺をたとり行道

玄俊 重玄 玄心 玄伯 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心 玄伯 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心  
乘知 執筆 仲此 素全 玄俊 重玄 玄心 玄伯 重玄 玄心  
在宣 在宣

駒とめて暑さをしのく森隠  
雨と聞しは蟬のなく山  
侘しさを堪てこそ住柴の庵  
行衛もしらぬ身や思ふらし  
なけきしは逢をかきりの我契  
ふく笛竹の音に忍ふ中  
妻恋る男鹿の立所見へけらし  
あけてすそ野ゝ霧はれぬめり  
草枕起る袂の初嵐  
月にも越し白川の関  
明日迄はいかて残らん花盛  
とへかしとまつ藤のたそかれ  
友もなき老鶯の声すなり  
春も物うく送る古跡  
移さるゝ都のかたはなつかしみ  
きくにさそなとおもふ塩竈  
又やこん此浦浪の松のいろ  
ひろへは袖も涼し磯貝  
爰かしこ藻屑を乱す風立て  
作り捨田や暮渡るらし  
名 霜にしも末葉臥けり真菅原  
床を出ぬやこほる雁かね  
寒る夜を趣く旅に侘けらし  
古郷こふる妹か手枕  
月にしも化めく冬を巻返し

露の契りは今もわすれず  
植をくは泪の種におもひ  
無かしるしを問塚の前  
左遷も限りありてや帰る  
まふけの君をあふく百敷  
千代かけて初もとゆひの初  
幾度ならしかさけかはらに  
みな人の歌の席に交りて  
すゝむ位を望みぬる袖  
なへて世の治る国のもつり  
新里や先つくる御社  
早苗とるみとしろ小田にし  
やむ間ありけり五月雨の夜  
歩人も行返らし鈴鹿川  
浅瀬とみへて立るさゝ波  
一かたは柵とむる花の色  
陰ふかくなる此さし柳

## ある「鉢屋寺」の再興をめぐつて

左右田昌幸

一九九一年四月に創刊したこの「本願寺史料研究所報」という小冊子の発刊目的はいくつか存在したが、その一つに、時代的な制約によって『本願寺史』（本編全三巻、年表、索引）に盛り込むことが出来なかつた問題意識である人权問題への視点からの真宗史の再検討を、少しづつでも積み重ねるということがあつた。その点については本「所報」の創刊号で千葉乗隆所長の「創刊のことば」でも明記されている。しかし、創刊以来、十九号まで刊行しながら、一九九七年の現在にいたつても残念ながら、人权問題に主眼をおいた論稿や史料を掲載していない。

その原因をここで弁解するつもりはないが、教団における人权問題研究の状況は、教団の付属研究機関である浄土真宗教学研究所が発行する『教学研究所紀要』四号と五号（一九九六・七年）に、近世の本願寺で作成され、現在まで保存してきた「生」の近世文書を使用した論稿が、ようやく掲載できる段階にまできている。そのような状況に鑑みて、本誌でも二十号を契機として創刊の目的の一つに、ささやかながらも歩みを進めたといふ。

さて、近世部落寺院史の研究の場合、まとまつた関係史料集が刊行されていないのが現状（播磨国に関しては史料的な条件が整いつつあるが、刊行されている翻刻の信頼度

が欠けているのが非常に残念）である。そのため本願寺史料研究所の保管する現在整理中の本願寺の近世史料群は、「差別と真宗」の関係史研究の史料的な拠り所として大きな意味を持っている。しかし、この史料群の中に近世における「差別と真宗」の関係を考える史料が、それとして集中的にまとまって存在しているわけではない。多くの日常的な寺務処理や儀礼関係の史料の中に、完全に埋没した状態で存在しているのが現状である。分厚い冊子を一日かかってめくつてみても一行の関連記述も見つからないことが多い方が圧倒的に多いのである。

筆者は、これまでこの史料群の中から部落寺院史関係の史料の発掘に務めてきた。そこで見いだした史料は、様々な機会を利用して出来る限りは紹介に務めてきた積もりではあるものの、残念ながら近世部落史の研究者に積極的に利用されるまでには至っていない。

その原因是、主要にはもちろん、筆者が近世部落寺院史をテーマにしていることによつて、これまでの史料紹介が筆者の研究テーマにとって興味深い史料に比重がかかってしまつてゐることがあるだろう。しかし、それ以外にも、「真宗史」という研究分野や真宗関係の史料が「特殊」であるという予断と偏見、および筆者のものも含めた部落寺院史の側の研究がそのような予断と偏見を打破するだけのトータルな「近世部落寺院史」像を提出し得てゐるといふ研究レベルの低さもその主要な原因であろうと考えてゐる。

しかし、近世の西日本の「えた」身分の人々の信仰がほ

ば真宗に限定されていったという歴史的事実を考えれば、近世の部落史研究において「真宗」の問題は落とせないはずである。ただし、このように単純にいってしまっては、問題が不鮮明になる可能性がある。問題の幾つかをアットランダムに、真宗の側から村落レベルの問題に限定して概念的に羅列して示せば以下のようになるうか。

たとえば、村落レベルの問題としては、村落内の門徒の階層差が寺院・道場の運営の関係にどのように影響しているのか。

そしてそれは、村落内結合の紐帶機能とどのように関係するのか。門徒において、寺院を中心とした階層差を超えた平等指向が存在したとしても、惣道場などで時に寺争論や後継住職問題・離縁問題などが何故発生するのか。それは、村落内の門徒の階層差とは関係していないのか。

むしろ寺院を中心として真宗が村落内結合の紐帶機能を果たしていたとするならば、なお一層、上層門徒を主導とする寺院・道場の運営の主導権争いと村政の主導権争いとはリンクしあつた問題として存在していたのではないか、などとの問題を思いつく。

問題を信仰レベルで考えても同様な問題が浮上するであろう。近世の「えた」身分の人々の真宗信仰といった場合、近世仏教としての真宗がかつて「墮落仏教」といわれるほど世俗化していたのならば、彼らの生活上の様々な「意識」と全く分離した状態で、「純粹」「単独」に真宗信仰があつたわけではなく、むしろ生活上の種々の「意識」と融合して真宗信仰が存在していたはずである。とすれば事態は何も「意識」に限定した問題でもない。真宗寺院・真宗信

仰が一元的に村落結合の紐帶機能を果たしていたとは断言できないが、真宗という信仰の結集の場が寺・道場や講であつたことはいうまでもないことであり、それらの場での結集者の「平等」が指向されつゝも、状況によっては村落内の利害関係が「真宗」という宗教における主導権争いとして発現しもするであろう。そのような場での真宗「信仰」の内容は実際問題どのようなものであるのであろうか、などという問題も存在するであろう。

とはいものの、以上のような問題に狙いを定めようとする時、筆者が研究の史料的な拠り所とする本願寺史料研究所の保管する本願寺の近世史料群の性格の問題が大きい壁となる。部落の門徒が生活する場において「真宗」がどのような存在であったのかといつても、史料の性格が本山の本願寺において作成された史料である点や在地から本山に提出された史料であっても、あくまで「本山」である本願寺に対して提出する書類であるというバイアスがかかっているため、それらの史料群から在地における真宗の姿を浮かび上がらすことの困難性を、今一つ払拭することができきないのである。勿論、例のよつて史料を見る筆者自身の目が、自分の研究テーマに制約されていることも大きな問題であることは自覚している積もりである。

ここで紹介する史料も、やはり筆者の史料を見る目に規定された史料に過ぎないであろうし、近世部落史の研究者の食指を刺激するほどの内容ではないと思うが、そのような史料でも、時間はかかるが、量が質に転化するだけの部 分量的なまとまりを形成することを目指して、このような

史料紹介を積み重ねられればと考えている。

前置きが長くなつた。

さて、ここに紹介する史料の概略を示しておきたい。史料は本願寺史料研究所保管の西本願寺文書で、形態は冊子。紹介する記事は冊子の総丁数のほんの四丁分に過ぎない。表紙は以下のごとくである。

(表紙)

〔安政元甲寅年十二月年〕

諸事取調言上帳

三拾壹 帯刀武元

表紙にみえる「諸事取調言上帳」とは、幕末期の本願寺において、末寺等から提出されてくる願書の寺務処理にあたつて前例・類例を調査して、坊官・家老クラスの寺務担当者に提出するためには作成された記録である。表紙左下の「帶刀武元」とは、嘉永七年（一八五四）七月改『諸役人姓名録』（本願寺史料研究所保管西本願寺文書）によれば、留役所の役人で富島帶刀のことでの賄奉行・作事奉行を兼役していた。

以下、内容的な解説を先に記して読者の視線を筆者の興味で規定してしまう前に、史料の本文を提示したい。

（史料本文）

丙辰六月廿日  
(安政三年)

石見国安濃郡川合村

良如之御影、元禄六癸酉年大呂、惠空

川合村  
石見国安濃郡  
西教寺

銀山御料  
善性寺

川合村西教寺年久敷無住、木仏一躯俗家ニ相預り居候処、右寺跡鉢屋寺余國ニ而ハ穢寺之趣ニ付、銀山役所江相伺候処、鉢屋寺ニ而ハ無之旨、依而於御本山白地之寺跡与候ハ致再興度候間、寺跡御取調被成下度旨願出候ニ付取調候処、左之通

一 延享二年公儀 江御指出御末寺ニ不見

一 寛政四年御改御末寺ニ云

白地 石一一 安濃郡川合無村

御本山江寺号不晴 佐波淨土寺下

太田村常見寺下

西教寺 無住

張紙二云  
(付箋)「土寺二ヶ寺トモ御納戸ニ不見」

二ヶ寺上寺之義御納戸帳ニ是なく、又国役所にも本願寺下与計書出候由、□候ハ、上二ヶ寺ハ除可然存候、西教寺者當時無住故、外寺ノ上寺書加候与相見申候

（朱筆）  
「朱書入左之通有之候

寺号御本山江不通ト有之候へ共、御納戸帳ニ寺号有之、但御納戸ニ寺号御免御年号者不知候へ共、良如

様之御影願之年号有之」

一 御納戸御免物留ニ云

右之外御免物一切相見不申候事  
一新選御末寺帳二云

石見国安濃郡

川合村 西教寺

右之通ニ而白地寺号も急度御留有之候、然ル処木仏并寺  
号御免之御留無之

良如様御影御裏に寺号御免御染筆有之候哉も難計、其前  
木仏寺号御本山より御免相成居候義ニ候ハヽ、御札も可  
有御座哉ニ付、右伺候御下知ハヽ、御本山御帳白地ニ有之、  
尤も年久敷無住ニ候へ共、良如様御影元禄六年酉十二月  
御免有之候、併木仏寺号御免年時難相分候間、右御影且  
木仏并御札等取揃持参可致旨、右等之趣意ニ而御下知相  
成候ハヽ、如何御座候哉奉伺候

〔付箋〕  
一六月廿八日

右御調御沙汰之趣、善性寺封中言伝り上京同国上村願

樂寺へ申入候處、委曲帰國之上申聞候旨

願樂寺申居候鉢屋と申候者、穢多ニ而者無御座候ヘ

共、村々ニ抱置候番人ニ御座候、往古者銀山料鉢屋

多方御宗旨大方西教寺門徒ニ御座候由、右ニ付同寺義を白

地之如く不申故、自ら無住ニ相成候哉、其後者最寄

寺々へ預り、宗判等致來候と存候、此度善性寺ノ白

(ママ)墨相伺候ニ付而者粗承り候者、善性寺門徒宮谷善右  
衛門と申者、

當時相應無限者、救民之情深く上下共評判宜敷、  
當年公儀より二字帶刀御免等有之、別而近年御法  
義心懸厚く、近比之人物之由  
俱ニ西教寺有名無実之義相歎、同村ニ前々々不表晴  
小庵有之候、幸同所へ西教寺跡を再興仕候ハヽ、追  
々御法義御引立ニ相成、御殿御為方可相成哉ト内

〔ママ〕心配、御寺法白墨御調相願候義ニ奉存候旨」

一近年御請印帳天保八酉年血誓帳ニも寺号相見不申候事

一良如様御影御裏御染筆留

元禄六年癸酉大呂廿日

一良如様

石見国安濃郡川合村

西教寺 恵空

右之通上寺無御座候事

〔付紙〕  
〔朱筆〕  
「付紙之通六月廿日於役宅御達申渡」

以上が今回、紹介する史料のすべてである。

内容は、安政三年(一八五六年)長らく無住となつて、本

尊の木仏も「俗家」に預けられている状態の石見国安濃郡

川合村西教寺(現存しない)を再興しようとする地元の動

向において、西教寺が「鉢屋寺」(念のために記しておく

と、近世後期の本願寺で「鉢屋寺」という寺法上の範疇は確立していない。あくまで「穢寺」が基本であり、「夙寺」

という範疇が成立しかけている段階である)であったとい  
う地元に残る伝承が問題となり、同郡同村善性寺を通して

本山の本願寺に調査を願い出て、それに対応した時の本願寺の記録である。

西教寺再興の動向の中心には、善性寺門徒で「救民之情深く上下共評判宜敷」き宮谷善右衛門という人物の存在があったようである。管見の範囲では関連史料を全く見出せていながら、在地レベルの問題に引きつければ、「鉢屋」に対する在地の意識状況を窺える史料ということにならうか。筆者の興味に引きつけると、西教寺再興の動きの中で、西教寺の「寺跡」が問題となり、銀山役所の回答では「鉢屋寺」ではなかつたにも関わらず、本願寺に対して「白地之寺跡」の確認を求めていることが注目される。

本願寺の調査は、西教寺の再興の可否を判定するために同寺の由緒を調べることに置かれ、西教寺の「白地之寺跡」の確認にあつたわけではない。そのため、再興の願いに基づいて調査を実施した本願寺は、前例として蓄積される諸記録類を調べ、「寛政四年御改末寺」帳でも、「御納戸御免物留」「新選御末寺帳」でも、「白地寺号」（部落寺院としての寺号ではなく、部落寺院としての寺号）として記載されていることが確認するが、「寛政四年御改末寺」帳のみに「佐波淨土寺下太田村常見寺下」と上寺記載があることと、本願寺に保管されていたいづれの記録によつても木仏寺号の許可年が確認できることを問題にし、「良如様御影御裏御染筆留」によって確認できる元禄六年（一六九三）十二月二十日に恵空へ下付された良如御影と「木仏并御札」を持参させることを検討し、上京中の同国願樂寺にその旨を善性寺に伝えることを命じるの

である。

本願寺の調査における西教寺の「白地之寺跡」に関する記録は、願樂寺に情報の提供を受けたようで、その内容が六月二十八日付の付箋であろう。同付箋によれば、同國とはいいうものの、邇摩郡の願樂寺には安濃郡の西教寺に関する由緒の詳細は伝承されていなかつたようである。しかし、この付箋に、「同村ニ前々々不表晴小庵有之候、幸同所ヘ西教寺跡を再興仕候ハ、」とあることによつて、西教寺の再興方法が明確になる。つまり、川合村に存在していた本願寺の認可を請けていない（「不表晴」）小庵に「西教寺跡」（つまり西教寺の寺号を）移し、西教寺の寺号を名乗るという新寺建立とはならない方法である。

ここで、筆者なりに在地のレベルの問題に引きつけられ、次のようなことが指摘できようか。

願樂寺のもたらした「往古者銀山料鉢屋（中略）大方西教寺門徒ニ御座候由、右ニ付同寺義を白地之如く不申故、自ら無住ニ相成候哉」という情報が正確なものであつたとして、無住になつて時間も経過し西教寺も「有名無実」化し実態を無くして跡地しか残つていなかつたとするなら、当然、西教寺の門徒であつた「鉢屋」も六月二十八日付付箋の記載にあるように「其後者最寄寺々へ預り、宗判等致來候」という状態であつたはずであり、そこで新たな寺檀関係が確立していったはずである。そのような中で西教寺再興の動きにおいて、西教寺の「白地之寺跡」が地元で問題にされるということは、「鉢屋寺」としての西教寺再興が目指されていたわけではないということである。

ではしかし、再興された西光寺の門徒としてどのような人々が想定されていたのか、付箋にいう「再興仕候ハ、、、追々御法義御引立ニ相成」という文言のみでは明らかにならないが、先の筆者の推定が正しければ、当然のこととして、「最寄寺々」の門徒化していた「鉢屋」を再度、門徒化するということではなかつたはずである。再興が目指された西教寺門徒は「鉢屋」ではない人々が想定され、寺基の所在場所は元の西教寺の存在した場所ではなく、「不表晴」小庵に寺号を移して西教寺とするにも関わらず、西教寺という寺号に付随した地元の集団的な記憶が最大の問題であつたといふことである。

ただ、少し引っかかりを感じるのは、西教寺再興の背後に存在していたと思われる宮谷善右衛門が「救民之情深く上下評判宜敷」とされている点である。つまり、もし西光寺再興が実現していれば、川合村には善性寺と二か寺の真宗寺院が存在する事態が出現することになる。一村に二か寺の真宗寺院という村は畿内近国などでは珍しくはないが、この川合村の場合は門徒の宮谷善右衛門の動きに檀那寺の善性寺も同調しているようであるので、村における再興されようとした西教寺の位置づけに今一つすつきりした説明を与えることができない。

地元に関連史料が存在するのかしないのか、ご教示を待ちたいと思う。

※  
※  
※  
※  
※

#### 《編集後記》

ようやく二十号にまで、たどり着きました。

しかも、本号では、国文関係の史料紹介と人権問題に関する史料紹介ができました。筆を執つていただいた上田憲子さんは国文学専攻の方ですが、現在、本願寺史料研究所の史料整理に従事していただいています。

本願寺の史料を、「真宗史」「宗派史」という狭い視野ではなく、出来るだけはば広い問題関心から紹介するという創刊目的と、「大きな課題だ」と呼ばれるだけで研究を取り巻く教団環境が遅延として整備されず、さらに僧籍にあって自己の問題として取り組もうとする若手もほとんど登場してこない「真宗と差別」の歴史研究に、ささやかながらも史料を提供できたことを、素直に喜びたいと思っています。そのような状況の中に飛び込む元気のいい若手が登場した時のためにも、少しづつでも史料的な条件作りに励みたいと考えています。(弥)